

# 経済協力に関する協定書

社団法人(日本)東北経済連合会

江蘇国際技術転移センター

# 社団法人東北経済連合会、江蘇国際技術転移センター

## 経済協力に関する協定書

社団法人東北経済連合会（略称：東経連）と江蘇国際技術転移センター（略称：転移センター）は、以下の点について経済協力を合意する。

第1条 転移センターと東経連は、両地域の経済発展を目的に、以下に掲げる事項により、両者の経済協力を促進する。

- (1) 無錫新区を中心に、江蘇省と日本東北地域の取引（貿易、製造委託、技術指導・提携、投資など）の拡大に向けた情報交換並びに企業協力パートナーの紹介
- (2) 経済交流の活性化に向けたミッション団の相互派遣受入、商談会の共同開催または参加等を柱とする連携体制の確立
- (3) 日本及び中国の新規市場の共同開拓
- (4) その他目的を遂行するために必要な事項

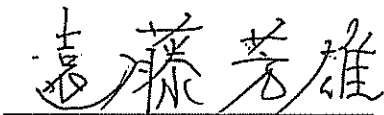
第2条 両者は、第1条に掲げる事項を実行するための具体的な行程や手段に関して、必要なプログラム等を準備する。

第3条 この合意書は、両者署名の日から5年間有効とする。但し、書面による両者の合意により延長することができる。

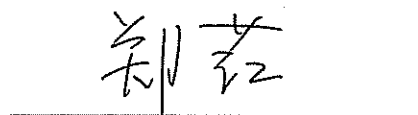
第4条 この合意は、書面による両者の合意により改正することができる。

上記の事項を確認するため、この合意書は正式に権限を与えられた代表者により2部作成され、両者それぞれ1部を保有する。

社団法人東北経済連合会  
専務理事 遠藤芳雄



江蘇国際技術転移センター  
董事長 鄭 苙



2010年10月29日